

## 加須市大越処理区農業集落排水事業 に関する基本協定書（案）

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本件事業」という。）に関し、発注者たる加須市（以下「甲」という。）と奥村組グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定に別段の定めがない限り、本基本協定において用いられている用語の意義は、公表されている本件事業に関する事業契約書（案）において用いられている用語と同一の意義を有するものとする。

### （目的）

第 1 条 本基本協定は、本件事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、加須市大越処理区農業集落排水事業のために整備される管路施設及び污水处理施設等（以下「本件施設」という。）の設計、建設、維持管理・運営及び以上にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項を定めた契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。

### （当事者の義務）

第 2 条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の事業者選定手続における審査委員会及び甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

### （事業予定者の設立）

第 3 条 乙は、本基本協定締結後平成 19 年 1 月 16 日までに、事業予定者を設立し、その登記事項証明書を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、資格審査関係書類に乙の構成員として記載された者（以下「乙の構成員」という。）は、必ず事業予定者に出資しなければならないが、かつ、乙の構成員以外の者が事業予定者の議決権を保有してはならないものとする。乙の代表企業は、必ず事業予定者の議決権の過半数を保有しなければならないが、また、代表企業による事業予定者への出資の割合を事業予定者への出資の過半数としなければならない。

(株式の譲渡)

第 4 条 乙の構成員のうち事業予定者の株式を保有する者は、事業契約が終了するときまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務の委託、請負)

第 5 条 事業予定者による本件事業の実施に関しては、管路施設の設計及び建設に係る業務を株式会社奥村組及び積水化学工業株式会社に、汚水処理施設の設計及び建設に係る業務を株式会社奥村組及びユニチカ株式会社に、本件施設等の維持管理・運営に係る業務をユニチカ株式会社に(ただし、管路施設[及び汚水処理施設]の一部の維持管理・運営については[ユニチカ株式会社のほか]株式会社奥村組及び積水化学工業株式会社に)それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、事業契約が事業予定者と甲との間で締結された後、速やかに、前項に定める本件施設の設計、建設及び維持管理・運営に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約等(若しくはこれに代わる覚書等)を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせたことを証する書面を、甲に提出しなくてはならない。
- 3 第 1 項により事業予定者から本件施設の設計、建設及び維持管理・運営に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第 6 条 甲及び乙は、本基本協定締結後平成 19 年 1 月 31 日までに、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。

- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出しなくてはならない。

(準備行為)

第 7 条 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第 8 条 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙は、本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲並びに乙の構成員がそれぞれ記名押印し、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者：加須市

加須市長 大 橋 良 一

奥村組グループ

株式会社奥村組

北関東支店長 吉 川 猛

積水化学工業株式会社

環境・ライフラインカンパニー

東京支店長 島 津 正 男

ユニチカ株式会社

東京本社駐在取締役 菅 原 健 一

## 別紙 1 出資者保証書の様式

平成●年●月●日

加須市

加須市長 大橋良一様

### 出 資 者 保 証 書

加須市（以下「市」という。）及び [SPC名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成●年●月●日付けで締結された加須市大越処理区農業集落排水事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、優先交渉権者である株式会社奥村組、積水化学工業株式会社及びユニチカ株式会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

#### 記

1. 事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
2. (1) 本日時点における事業者の発行済株式の総数は、●株であること。  
(2) 優先交渉権者の保有する事業者の株式の総数は、●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
3. 本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、原本証明付の担保権設定契約書の写し

を、契約締結後速やかに市に提出すること。

4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了するときまで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

以上

株式会社奥村組  
北関東支店長 吉 川 猛

積水化学工業株式会社  
環境・ライフラインカンパニー  
東京支店長 島 津 正 男

ユニチカ株式会社  
東京本社駐在取締役 菅 原 健 一